参考様式第５－１号

貝　農　林　　161　　号
令 和 ８ 年　10 月　20 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

貝塚市長

市町村名 （市町村コード）	貝塚市 （27208）
地域名 （地域内農業集落名）	木積 （　　木積　　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月16日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・アンケート結果について
稲作・畑作に加え、果樹・その他の生産が盛んな地域である。
19%の農業者が80歳以上の高齢者である。
現状耕作していない農地が22%、保全管理のみが11%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が32%となり、農地の保全・管理が課題である。
担い手の確保・育成が課題である。

・農地、農道について
木積土地改良区が整備されている地域であり、農道も広いが、法面が大きく草刈など管理の課題がある。
改良区内で何年も耕作されていない・貸借が進んでいない農地がある。
・水利関係について
土地改良区についてはパイプラインが導入されている。
・その他について
施設維持管理にかかる費用の問題がある。
水稲や「水なす」、「たまねぎ」の栽培が盛んである。改良区以外の地域では、「たけのこ」が特産であり、古くから承継されてきた作物であるが、後継者不足、担い手の不足により収量不足が大きな課題となっており、他の作物に比べ栽培方法・圃場管理方法の承継が難しいのことも深刻な課題となっている。
木積農の里での農作物販売があり集客力がある。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・地域作物について
水稲や、「水なす」「たまねぎ」などの畑作のみではなく、「ぶどう」などの果樹、特産である「たけのこ」の栽培が盛んである。
・栽培、承継等について
たけのこについては、他の作物に比べ栽培方法・圃場管理方法の承継が難しいので、地域でたけのこ専門の部門を設け、収量の増加・安定や栽培方法の承継を行うことを検討していく。
・その他課題について
新規就農者を増やすため、耕作しやすい作物を広い面積で栽培できるようにする。そのために土地改良区以外の基盤整備を行うことも検討していく。
新たに地域振興作物を考え販売ルートまでを確保する。
稲作を地域の農業者やJAに委託することや、ライスセンターの設置を希望する声もあがっている。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	76.94　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.94　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

木積地区は農業振興地区であるため全域を農業上の利用が行われるものとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

地元出身者や、地域の特色を守る農業者などに農地を集積したい声が多く、担い手に対し地域で面談するなどの取組も検討していく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

現在、土地改良区についてはみどり公社による農地中間管理業務が行われているが、何年も休耕となっている農地があるので、今後も活用し、より一層貸借が進むよう期待する。

（3）基盤整備事業への取組方針

土地改良区以外の農地での基盤整備については一部農業者からの希望もあるものの、具体的な場所・面積等については検討段階である。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

定年退職後に農業を開始したい者でも参入できるように農業の間口を広げてはどうかとの声がある。また、前述の「たけのこ」専門部のように、特産品に絞った経営体の育成についても検討していく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在行っている農作業委託については継続していきたい意見があり、農機具（農業機械）の貸出しを希望する声もあるため、今後、貸出し制度ができれば活用したい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】